

ニセコトレイル ログマークデザイン募集要項

1. 目的

後志の中央部を東西に横断するニセコ山系は、その大部分がニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されています。

岩内町にある「雷電温泉」から倶知安町にある「ひらふ坂」まで、標高 1000～1300m 程度の山頂をつなぐように尾根伝いに登山道が設置されており、雷電海岸の岩礁地形・神仙沼などの高地湿地帯・イワオヌプリの火山性地形など多様な自然環境を体験することができます。

また、ニセコ山系の麓には、それら自然の恵みを活かした温泉施設や、地域の特産物を活かした多様な食文化も多く存在するなど、アドベンチャーツーリズムに適したフィールドとなっています。

このことから、北海道後志総合振興局では、自分の足で旅することで地域の自然や文化を体感する『ロングトレイル』をニセコ山系に設置することで、国定公園の保護と、その利用の促進を図る事業を企画し取り組んでいます(下記、位置図(予定)参照)。

このたび、ニセコ山系への設置を検討しているロングトレイルの普及促進を図ることを目的として、シンボルとなるログマークのデザインを募集します。

(参考) ニセコトレイル位置図(予定)



2. 募集内容

制作条件は次の通りとします。

- ・ニセコ山系に連なるロングトレイルであることを想起させ、そのイメージを、分かりやすく伝えることができるロゴマークとし、以下の基準を満たすものとします。

(基準)

- ・シンボルマーク(図)と、名称のロゴタイプ(文字)を組み合わせた、ロゴマークであること。
- ・ロゴタイプに用いる文字は、「ニセコトレイル」、「NISEKO TRAIL」、「NISEKO Trail」のいずれか、またはこれらを併記した表記とすること。(ただし、デザイン性を総合的に判断して、これら以外の表記を認める場合があります。)
- ・背景は白地であること。色調や色数に制限はありません。
- ・作品は、電磁的方法又は手書きにて作成されていること。

3. 応募資格

- ・募集要項に同意できる方
- ・個人、団体、年齢、受賞歴の経験等は不問です。
- ・応募者と作成者が異なる場合や、複数人で作成した作品に応募する場合、作成に関係する全ての者の同意を得たうえで、それら全ての者の氏名等の情報を添付(任意様式)して応募してください。
- ・応募者が未成年者(応募時において満18歳に満たない者)の場合、親権者等の法定代理人の同意を得たうえで応募してください。

4. 応募期限

令和5年(2023年)6月30日(金) 17時(必着)

5. 応募方法

別紙応募様式により、応募してください。

- ・電磁的方法で作品を作成する場合は、別紙応募様式に、応募者情報を入力して、応募作品を貼付け、作品の電子ファイル(JPG並びにPDF)とともに、電子メールに添付して応募してください。

(応募先) shiribeshi.kankyo10@pref.hokkaido.lg.jp

※メールのサイズは 5MB 以内としてください。

※件名を「ニセコトレイル ロゴマーク応募」としてください。

- ・手書きにて作品を作成する場合は、別紙応募様式を日本工業規格A4版白色用紙に印刷し、応募作品及び応募者情報を記載し、持参(庁舎開庁時間帯に限る。)もしくは、以下応募先への郵送にて、応募してください。

(応募先) 〒044-8858

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

後志総合振興局 保健環境部 環境生活課

※応募用紙は折曲げないようにし、封筒表面に「ニセコトレイル ロゴマーク応募」と明記してください。

- ・1人複数点の応募も可能ですが、応募様式1枚につき、1点の応募としてください。
- ・応募者及び作成者は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれがないことを確認したうえで応募することとし、応募作品について第三者から法令に基づく意匠権、商標権、著作権等の権利侵害の損害賠償が提起された場合、応募者及び作成者が自らの負担と責任において一切を処理してください。

6. 審査

- ・選考委員会により審査を行い、最優秀賞1点を選考します。
- ・なお、多数の応募があった場合、事務局において1次審査を実施し、応募作品を選定した上で、選考委員会による審査を行うこととします。
- ・応募作品については、以下の観点から審査を行います。
 - ・自然公園内の登山道付近に掲示する場合があることから、色彩及びデザインは、自然公園の風致又は景観と著しく不調和でないことを前提とし、屋外における視認性が高いデザイン及び配色となっていること。
 - ・印刷物やホームページ等で使用する場合があることから、拡大縮小印刷や単色印刷をする場合でも、その内容が認識できるようなデザイン及び配色となっていること。
 - ・色覚の多様性や、外国人対応など、全ての方にとって分かりやすいデザイン及び配色となっていること。
- ・選考経過については、非公開とします。また、選考にかかる結果や、審査内容等に関する問合せには回答いたしかねます。
- ・以下に該当する応募作品は、審査の対象外とします。また、審査終了後であってもこれらの項目に該当していると判断された場合、審査結果は無効となることがあります。これらに伴い、発生する損害等は、北海道後志総合振興局では負いかねます。
 - ・未発表の作品ではないもの。
 - ・応募に際して、全ての関係者の同意を得ずに応募されたもの。
 - ・第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。

- ・既存のロゴマークに類似していると判断されるもの。
- ・政治的、宗教的、商業的な内容を含むもの、反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの、公序良俗その他法令の規定に反するもの。

7. 結果発表

- ・選考委員会による審査を行い、最優秀賞を決定した後、応募者に対して直接通知します。通知が行えない場合、受賞を無効とする場合があります。
- ・最優秀賞受賞作品については、応募者または作成者等の氏名・住所(都道府県及び市町村まで)とともに、北海道後志総合振興局環境生活課のホームページ等で発表します。(令和5年9月頃を予定。)
- ・不採用となった者への通知は行いません。また、審査結果の照会についても対応いたしかねます。

8. 表彰及び賞

- ・最優秀賞(1点)・・・賞状及び副賞(賞金5万円)
- ・応募者または作成者に対し、賞状及び副賞を贈呈します。
- ・受賞者が未成年者である場合は、賞金を受け取るにあたり、親権者等の法定代理人による同意が必要になります。

9. 注意事項

(1) 採用作品の取扱い

- ・採用作品の応募者及び作成者は、北海道に対して当該作品の著作権(著作権法第27条、第28条を含む一切の権利)及び商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等を無償譲渡するものとします。また、商標登録、商品化に関する対価も無償とします。
- ・当該作品の応募者及び作成者は、北海道又は北海道から正当に権利を取得した第三者が当該作品を使用するにあたって、著作者人格権その他一切の人格権を行使しないものとします。
- ・当該作品は、看板、印刷物、インターネット等のメディア等において、北海道又は北海道から正当に権利を取得した第三者が無償でこれを使用できるものとします。
- ・当該作品に関する知的財産権その他の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡することなど、若しくは商標登録出願手続等を行っていることなどが判明したときは、採用決定を無効とすることがあります。

(2) 個人情報の取扱いについて

- ・応募者及び作成者の個人情報の取扱いについては、本募集事業に関連する範囲内においてのみ利用し、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。

(3) 採用作品の修正について

- ・採用された作品については、応募デザインを基準として、色調、レイアウト及び文字の変更等の補正を応募者及び作成者に依頼することがあります。補正等についての同意が得られない場合、採用決定後であっても決定を無効とすることがあります。
- ・電磁的方法により応募された作品の場合、応募者及び作成者は編集可能なデータ形式でのファイル提出を行うこととします。
- ・手書きにより作成された作品の場合は、北海道後志総合振興局が原図を編集可能なデータに変換し、必要に応じて修正を行います。

(4) その他

- ・応募にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・本募集要領の内容については、北海道後志総合振興局の判断により、変更または追加することがあります。

既に応募いただいている場合で、これに同意いただけない場合は、応募を取消す事が可能ですが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には対応いたしかねます。

- ・本要項に記載のない事項については、北海道後志総合振興局の判断により決定します。
- ・応募が完了した時点で、これら募集要項に記載した全ての事項に同意したものとします。

10.本募集に関する問い合わせ先

〒044-8858

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

後志総合振興局環境生活課(自然環境係)

0136-23-1354